

≪講義内容≫

1. 議員の基礎力をつくる ー自治法と議会制度の理解ー

●研修目的

会派に新人議員を2名迎え、改めて議員の本質とは何か、求められる資質とは何かを学びなおすことの必要性を感じ、本来ならば研修の場に赴き学ばなければならないところであったが、時間の都合上 USB による研修動画にて講義を受けることとなった。

●講 師 長崎総合科学大学客員教授 宮本正一

●研修概要

- ①二元代表制の仕組み
- ②議会活動の現実
- ③令和時代の議会像

●考 察

議会はなぜ必要なのであるか？

議員になる人は、それぞれに思いがあり議員となり議会の必要性を説くが、現実には、地方自治法第89条「普通地方公共団体に議会を置く。」という必置の定めにより、地方議会は存在していることの認識が、議員に欠けている事が問題である。

また、議員の仕事は同法96条に定められている「条例の制定・廃止」「予算の決定」「契約の締結」「決算の認定」であることの認識不足により、議員は本来とても大きな権力を持った責任ある立場であることの自覚が希薄であることの指摘を受けた。

よく、議会は行政と二輪で進むといわれるが、このことは間違いであり、ほどよく緊張感を持った行政の監視役でなくてはならないとの訓示を受けた。

これまでの議会は、陳情と口利きや、不透明な決定プロセスが地方議員の仕事の様に取りざたされていたが、これからの時代は議員個人の専門性を発揮した提言、SNS やレポートで活動を可視化し説明責任を果たすことが必要となってくることを強く感じる講義であった。

以上